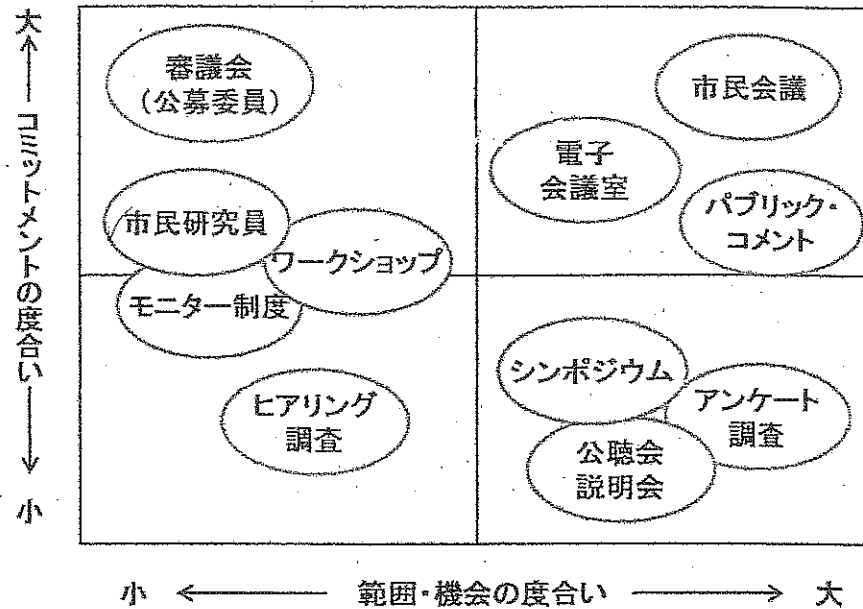


## 市民参加の手法

### 1. 自治体において制度化されている参加手法

→ 自治基本条例、市民参加条例など



(大杉寛「住民と自治体—自治体経営への住民参加」自治体国際化協会、2008年)

・地方自治法上の直接請求制度、条例による住民投票制度など

### 2. 参加手法の動向

#### (1)自治基本条例

#### (2)住民投票条例（常設型）

#### (3)市民討議会

##### ①定義

無作為で選ばれた市民が、必要な情報提供を受けて政策課題を討議し、意見を集約して合意形成を目指す市民参加の方法

##### ②特徴

i 無作為抽出

ii 有償

iii 情報提供

iv 合意形成（討議、投票、合意） + 結果公表

プランニングツェレは、行政機関がプランニングツェレで検討する内容を示して、大学等の公平・中立的な実施機関に委託して行うもの。→ 日本での実施形式は、共催形式、団体形式、行政形式の3つ